

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 東洋紡株式会社 知的財産部 様 あて名 〒530-8230 日本国大阪府大阪市北区堂島浜二丁目2番8号		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 18.09.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 180018PC1		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/028077	国際出願日 (日.月.年) 26.07.2018	優先日 (日.月.年) 10.08.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. B32B9/00(2006.01)i, C23C14/08(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 東洋紡株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

見解書を作成した日 04.09.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 齋藤 克也 電話番号 03-3581-1101 内線 3474	
		4S	9344

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1, 2	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項	1, 2	有
	請求項		無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1, 2	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1 : JP 9-241829 A (東洋紡績株式会社) 1997.09.16
- 文献2 : JP 2005-131861 A (東洋紡績株式会社) 2005.05.26
- 文献3 : JP 2005-131860 A (東洋紡績株式会社) 2005.05.26
- 文献4 : JP 2006-289627 A (富士写真フイルム株式会社) 2006.10.26

請求項1, 2に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1 - 4に対して新規性、進歩性を有する。

文献1 (実施例1参照)、文献2 (実施例1参照)、文献3 (実施例1参照) 及び文献4 (特許請求の範囲参照) のそれぞれには、高分子基材の少なくとも一方の面に無機薄膜層を積層した積層体において、該無機薄膜層は、AlとSiを含む複合酸化化合物からなる蒸着膜層であるガスバリア性積層体が記載されている。

しかしながら、文献1 - 4のいずれにも、ガスバリア性積層体が、濃度が1 mol/Lの塩酸水溶液に1時間浸漬する処理を行った際の、処理前後の無機薄膜層中のAl含有量の比が、請求項1で規定される式1を満たすことは記載されていない。

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

本国際出願の明細書には、AlとSiを含む無機薄膜層を真空蒸着法により作製すること（[0029]）、蒸着材料を電子銃を用いて時分割で加熱し、Alの加熱量時間比をaと、SiO₂の加熱量時間比をbとしたとき、 $a < b$ かつ $2a > b$ となることが好ましいこと（[0035]）が記載されている。そして、本国際出願の明細書に記載された、前記処理前後の無機薄膜層中のAl含有量の比が、請求項1で規定される式1を満たす実施例1及び実施例2のガスバリア性積層体は、AlとSiを含む無機薄膜層が真空蒸着法により作製されており、蒸着材料は電子銃を用いて時分割で加熱され、Alの加熱量時間比をaと、とSiO₂の加熱量時間比をbとしたとき、 $a < b$ かつ $2a > b$ の条件を満たしている。また、本国際出願の明細書に記載された、前記処理前後の無機薄膜層中のAl含有量の比が、請求項1で規定される式1を満たさない比較例1のガスバリア性積層体は、AlとSiを含む無機薄膜層が真空蒸着法により作製され、蒸着材料は電子銃を用いて時分割で加熱されているが、Alの加熱量時間比をaと、SiO₂の加熱量時間比をbとしたとき、 $a < b$ の条件を満たしていない。

これに対し、文献1に記載されたガスバリア性積層体は、AlとSiを含む無機薄膜層が真空蒸着法により作製され、蒸着材料は電子銃を用いて時分割で加熱されているが、蒸着材料はAl₂O₃とSiO₂であり、Al₂O₃の加熱量時間比をaと、SiO₂の加熱量時間比をbとしたとき、 $a : b = 10 : 10 \sim 50 : 10$ であり、 $a < b$ の条件を満たしていない。

文献2に記載されたガスバリア性積層体は、AlとSiを含む無機薄膜層が真空蒸着法により作製され、蒸着材料は電子銃を用いて時分割で加熱されているが、蒸着材料はAl₂O₃とSiO₂であり、Al₂O₃の加熱量時間比をaと、SiO₂の加熱量時間比をbとしたとき、 $a : b = 2 : 1$ であり、 $a < b$ の条件を満たしていない。

文献3に記載されたガスバリア性積層体は、AlとSiを含む無機薄膜層が真空蒸着法により作製され、蒸着材料はAlとSiO₂であるが、蒸着材料を電子銃を用いて加熱しているが、蒸着材料を時分割で加熱することは記載されていない。

文献4に記載されたガスバリア性積層体は、AlとSiを含む無機薄膜層が真空蒸着法により作製され、蒸着材料は電子銃を用いて加熱されているが、AlとSiO₂を時分割で加熱することは記載されていない。

したがって、文献1～4にそれぞれ記載されたガスバリア性積層体は、前記処理前後の無機薄膜層中のAl含有量の比が、請求項1で規定される式1を満たしていないと考えられる。